



滋賀県立総合病院
Shiga General Hospital

緩和ケアセンター



からだや心の苦痛を
やわらげる治療やケアがあることを
知っていますか？

緩和ケアは治療を充実させる大切なケアです



緩和ケア

オレンジバルーンプロジェクトとは

日本緩和医療学会が、厚生労働省から委託された事業として、緩和ケアを国民に普及啓発するための活動です。
滋賀県立総合病院緩和ケアセンターは緩和ケア普及啓発活動に参加しています。



緩和ケア科長
花木宏治



緩和ケアセンター長
山本秀和

緩和ケアとは？

重い病を抱える患者さんやその家族一人一人の身体や心などの様々なつらさをやわらげ、より豊かな人生を送ることができるように支えていくケアのことです。

緩和ケアについてはWHO(世界保健機関)が次のように定義しています。

1

生命を脅かす疾患を持つ患者とその家族を対象とします。

2

痛みなどの身体的苦痛だけでなく、心のつらさや社会的な痛みを緩和します。

3

病気の早期から、苦痛の予防や対処を行うことで、生命や生活の質を高めます。

緩和ケアで大切にしていることは？

「患者さんをご家族を温かくもてなす」ということです。現代の緩和ケアの考え方は、1960年頃にイギリスの「ホスピス」から始まっています。ホスピスの語源は「もてなし」ということです。患者さんをご家族が緩和ケアを受けて、穏やかで温かい気持ちになっていただけるよう、心がけています。

滋賀県立総合病院では、大きく3つの活動で緩和ケアを行っています。



緩和ケアチーム

3ページ



緩和ケア外来

4ページ



緩和ケア病棟

5ページ



緩和ケアセンター



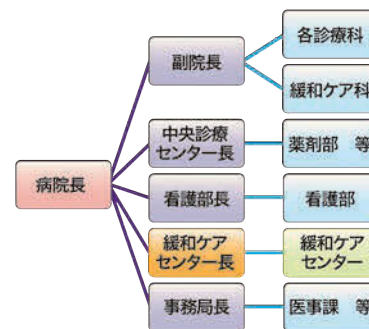
Orange Balloon Project

緩和ケアセンターは、緩和ケアチーム、緩和ケア外来、緩和ケア病棟等を有機的に統合する機能を備えた組織です。滋賀県立総合病院におかかりの患者さん・ご家族だけでなく地域の患者さんも対象にして、様々な職種からなる緩和ケアチームのメンバーが中心となり、専門的緩和ケアを提供します。

概念図



院内組織図



スタッフ

センターに所属する職員

- センター長(医師)
- 緊急緩和ケア病床担当医
- ジェネラルマネージャー
- 緩和ケア認定看護師
- 薬剤師
- 認定がん専門相談員
- 事務員

センター業務に協力する職員

- 緩和ケア医
- 言語聴覚士
- 精神科医
- 臨床心理士／公認心理師
- 病棟・外来看護師
- 地域医療連携担当事務員
- 薬剤師
- 管理栄養士
- 理学療法士
- 作業療法士



主な業務

- 専門資格を持つ看護師によるがん看護カウンセリング(がん看護外来)の実施
- 患者さんやそのご家族の苦痛に関する情報を共有するために看護カンファレンスを実施
- 緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ患者や連携協力している地域医療機関らの紹介患者を対象とした、緊急入院体制の整備
- 地域医療機関等と協働し、緩和ケアに関するカンファレンス等を開催
- 地域医療機関等と患者の診療情報に係る相談等の連絡体制の整備
- がん相談支援センターと連携を図り、がん患者さんやそのご家族に対して、緩和ケアに関する高次の相談体制を整備
- 院内外の医療従事者に対して緩和ケアに関する研修会等を実施



緩和ケアチーム



疾患の治療中であっても、痛みなどのつらさを我慢したまましていると、ご自身らしい日常生活を送れなくなることがあります。また、疾患の早期から、疾患の治療と緩和治療を並行して行うことで、治療成績が向上し、延命に関係したという報告もあり、早期からの緩和ケアの介入は必要です。

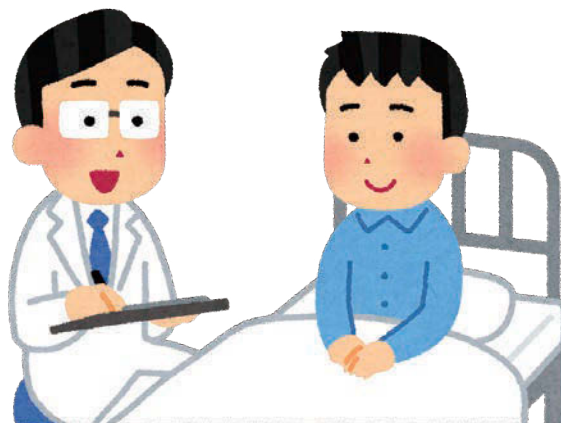
緩和ケアチームは、からだところのつらさなどを和らげ、患者さんの社会生活やご家族を含めたサポートを行うためのチームです。そのため、緩和医療についての深い知識と一定の資格を持った医師、看護師、薬剤師、栄養士、臨床心理士、リハビリセラピスト、医療ソーシャルワーカーなど多職種がチームを組んで支援を行っています。

病棟主治医やがんリンクナース、病棟看護師等と協力して、いま行っている治療が円滑に進むように支援を行っていきます。チームが行う支援は、すべて健康保険診療の範囲内で行われます。

全国のがん診療連携拠点病院には、緩和ケアチームがあります。これらの医療機関では、入院・通院治療を通じて緩和ケアを受けることができます。また、がん診療連携拠点病院以外の医療機関でも緩和ケアチームが活動しているところもあります。

緩和ケアチームラウンド（回診）

- 担当医・看護師などからの依頼により介入を開始します。
- 毎週水曜日の午前に緩和ケアチームによるラウンド(回診)を行っています。緩和ケアチームが病棟に訪問し、病棟スタッフと相談しながら患者さん・ご家族へのケアをサポートしています。





緩和ケア外来



Orange Balloon Project

緩和ケア科の理念

**命を尊び、
心と体の苦しみを和らげる
医療をめざす**

疾患や治療に伴う心と体の様々な苦痛の緩和を行い、患者さんが日常生活を快適に過ごすための支援を行います。

放射線治療や薬物療法などの通院治療中であっても、緩和ケア外来に通院し、緩和ケアを受けることができます。

まずは、主治医に相談してください。

外来日	月	火	水	木	金
緩和ケア外来(Jブロック)	午前	午前		午前	



がん看護外来

がんと診断された患者さんやご家族が安心して医療を受けていただけるよう、次のような不安や悩みなどについて、専門資格を持った看護師と一緒に考えていきます。

- がんといわれたが、病気とどのように向き合っていけばよいのかわからない、ゆううつになった
- 主治医から聞いた病気や治療の説明が少し難しくわかりづらい
- 再発といわれ、これからどうすればよいかわからない
- 病気や治療に伴うつらい気持ちを聞いてほしい
- 痛みなどのつらい症状で困っている
- 療養生活で困っていることがある
- 今後の療養生活について不安がある
- 緩和ケアについて知りたい

まずは、主治医・看護師にお声かけ下さい。

外来日	月	火	水	木	金
がん看護外来(Jブロック)		午前	午前		



緩和ケア病棟



緩和ケア病棟は、患者さん・ご家族がともに生活していただける環境を提供しています。入院による緩和ケアが必要となった方にご利用いただける病棟です。



デイルーム

グランドピアノがあり、各季節のコンサートや音楽療法など、いろいろなイベントに使用しています。



なごみの間

純和風の落ち着いた雰囲気の中でゆっくりとお過ごしいただけます。



病室

全室個室で、トイレ・洗面台を標準で完備しており、ゆったりとした療養生活を送っていただけます。



食堂

患者さんご家族で、また患者さん同士で、和やかに食事ができるコーナーです。



キッチン



浴室

一般浴室以外に、横になられたままでも入浴していただける浴室があります。

ご案内

- 緩和ケア病棟への入院を希望される患者さんやご家族は、「がん相談支援センター」にご連絡ください。緩和ケア担当医師の診察・面談のうえ、「緩和ケア病棟入棟登録」をしていただけます。
- 緩和ケア病棟の入院は、ご加入の健康保険の対象となります。なお、室料と食事代は自費となります。
- 緩和ケア病棟の面会は24時間対応可能です。
- 緩和ケア病棟は全室個室です。部屋の設備等に応じて室料が異なります。



緩和ケア相談



Orange Balloon Project



患者さんやご家族が「自分らしく」過ごせるように支えることを目指しています。

緩和ケアは、がんが進行した時期だけでなく、がんが見つかったときから治療中も必要に応じて行われるべきものです。

体のつらさだけでなく、心のつらさ、あるいはくらし(療養生活)の問題に対しても、社会資源の活用も含めて幅広く相談支援を行います。

「痛みやつらいことは、仕方がないことだ」とあきらめることはありません。つらい気持ちを「人に伝えること」

が、あなたの苦痛を和らげるための第一歩になります。

がんと診断されたときや治療中、あるいは治療後でも、痛みや気持ちのつらさや不安があるときには、いつでも、緩和ケアについて相談してください。



がん相談支援センター



077-582-8141



gansoudan@mdc.med.shiga-pref.jp

受付時間

月～金(祝日・年末年始除く)
9:00～17:15

がん相談支援センターでは患者さんやご家族、あるいは地域の方々、医療・福祉・保険従事者より、がんに関する質問・相談をお受けしています。

「がんや治療について詳しく知りたい」「今後の治療やくらしのことが心配」「がんといわれ気持ちが落ち込んでつらい」「家族(本人)とどう話していいのかわからない」というような「がん」に関する様々な相談に、認定がん専門相談員がお答えします。相談内容の秘密は厳守いたしますので安心してご利用ください(ご相談は無料です)。





地域医療連携

緩和ケアの地域連携

自宅療養する場合に、「切れ目のない緩和ケア」を提供します
必要に応じて、地域の医療・福祉・介護に関わる機関が連携して、療養生活をサポートすることができます。

地域包括支援センター



地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援します。

病院



がん診療連携拠点病院や、緩和ケア病棟のある病院等が外来・入院で緩和ケアを提供します。

行政(市町村等)



介護保険や障害福祉など在宅生活を支える医療・介護・福祉サービスの申請窓口です。

保険調剤薬局

薬剤師が薬・薬剤情報の提供、薬歴の管理、服薬指導等を行います。



居宅介護支援事業所



担当のケアマネージャーが介護保険サービスの調整を行います。

訪問看護ステーション

看護師が定期的な訪問看護を行い、症状の評価、日常生活の援助を行います。



在宅医療



訪問歯科診療



ご自身で歯科医院に通院が困難な方の自宅へ、歯科医師・歯科衛生士が口腔ケアに伺います。

在宅療養支援診療所



医師が定期的な訪問診療を行い、医療を提供します。

介護保険サービス



ホームヘルパーや訪問リハビリ、訪問入浴など、自宅に訪問してサービスを提供します。住宅改修、福祉用具の貸与・購入など、自宅で過ごしやすいするための支援も行います。

アクセス

滋賀県立総合病院 〒524-8524 滋賀県守山市守山5丁目4番30号

TEL:077-582-5031 (代表) FAX:077-582-5426

<http://www.pref.shiga.lg.jp/kensou/>

